

我孫子市いじめ再調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市いじめ防止対策推進条例（平成26年条例第33号）第22条第1項の規定に基づき設置する我孫子市いじめ再調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) いじめ防止等に関する知見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、諮問された事項について市長に答申する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(関係者の排除)

第6条 委員会は、調査審議の対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する委員がいることが判明し、当該調査審議の公平性及

び中立性が損なわれるおそれがあると認めるときは、その委員を当該調査審議に参加させないことができる。

(調査情報及び調査結果の説明責任)

第7条 委員会は、調査の対象となる児童又は生徒及びその保護者に対し、適時に、かつ、適切な方法により、調査の進捗状況及び調査結果を説明するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども部子ども相談課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。